

高額医療・高額介護合算療養費申請について

【高額医療・高額介護合算療養費制度とは】

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度です。1年間の医療と介護の自己負担額を世帯で合計し、基準額を超えた額を支給します。



【支給基準】

令和2年8月1日～令和3年7月31日の1年間に、医療と介護の両方に自己負担額があり、その合計が基準額を超えた世帯（高額療養費または高額介護サービス費として支給された金額は、自己負担額から差し引いて計算します。）

【対象者】

令和2年8月1日～令和3年7月31日の1年間の自己負担額を仮算定し、支給対象者の方には令和4年3月上旬頃に支給申請書を郵送します。

【支給決定】

医療分については、申請から約3ヶ月後に医療保険者が決定・支給を行います。介護分については、医療分決定後に、各市町村の介護保険担当課から支給されます。

【申請方法】

申請につきましては振込先の口座がわかるもの、本人確認がわかる書類をご持参の上、令和3年7月31日時点にお住まいの市町村に申請してください。

なお、申請には時効があります（お手元に届いてから2年間）ので、お忘れのないよう、早めの申請をお願いします。

【お問合せ先】

- ・後期高齢者に関するお問合せ
南部町役場本庁舎住民課 66-3405（直通）
- ・介護保険に関するお問合せ
南部町役場分庁舎福祉保健課 64-4836（直通）